

(設置)

第1条 村が定める使用料及び手数料等の適正化を図るため、南阿蘇村使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、前条に定める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱した8人以内をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

南阿蘇村使用料等審議会 委員名簿

	氏 名	所属等		区 分
1	井田 貴志	熊本県立大学 総合管理学部	教授	有識者
2	中原 武久	肥後銀行高森支店	支店長	有識者
3	宮田 義久	南阿蘇村区長会	会長	住民代表
4	本田 憲昭	NPO法人クラブ南阿蘇	副理事長	住民代表
5	藤 安代			住民代表
6	古庄 広幸			住民代表

任 期 令和4年9月30日 から 令和7年9月29日 まで

行財政改革計画を策定しました

令和3年3月に行財政改革計画を策定しました。計画の中で、住民の皆さまに関係する事項について次のとおりまとめましたので、行財政改革の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉総務課 総務係 TEL (67) 1111

【計画策定の趣旨】

村ではこれまで、国民宿舎の廃止、長陽地区3保育所の統合、長陽・白水地区各小学校の統合、統合庁舎の建設などの取り組みを進めてきました。

これからの自治体運営においては、人口減少や技術革新など急速な社会環境の変化を見据え、持続可能な暮らしづくりに取り組んでいくことが必要です。「村の将来像」である「**誰もが住みたい住み続けたい南阿蘇村**」の実現のためには、安定的な財政基盤と効率的な組織体制の構築を図る必要があります。

このため、令和3年度から令和7年度までの5力年間で計画期間とする行財政改革計画を策定し、行財政改革の基本的な考え方と取組みの方向性を明らかにし、具体的な取組みを進めていきます。



南阿蘇村の今と未来のため、行財政改革推進へのご理解とご協力をよろしく申し上げます

【令和2年9月に設置した南阿蘇村行政改革推進委員会に対して、行財政計画の策定に関して諮問をおこなったところ、次のような答申がありました】

●補助金削減と住民サービスの調和

単に事業費や補助金の削減、事業の合理化に固執することがないよう、また、真に必要な事業や補助金まで削減の対象とすることがないようにし、常に住民サービス向上と総合計画との調和を図りながら進めていくこと。

●事業効果の検証と見直し

持続可能な財政運営のため、各種事業の実施目的を明確化し、効果を検証し、見直しや継続について検討をおこなうこと。

●定員適正化と事業の効率化

定員適正化により職員に過度の負荷を生じさせることがないように、事務事業の効率化を図ること。

●スピード感をもって

行財政改革にかかる個別の取組みは、スピード感をもって実行すること。

●公共施設の運営

公共施設については、今後全ての施設を維持していくことは困難であるため、集約を進め、余剰となる施設については、除却だけでなく、利活用についても十分に検討をおこなうこと。



無駄を省きつつも良い所は伸ばしていくための補助金制度が期待されます

●関係者に対する説明と理解

影響を受ける関係者に対して、十分な説明をおこない、理解を求めるところ。



今後の利活用が計画されている閉校した中松小学校校舎

【計画概要】

①柔軟で機動的な組織体制の構築

●職員数の適正化

適正化に向けた第4次定員適正化計画を策定します。

●職員採用の平準化

新規職員採用者数については、各年度で平準化し、計画的に職員数の適正化を進めていきます。



ICTを活用し職員数の適正化を図るとともに、住民の皆さんの利便性向上を目指します

●機構改革の実施

制限された職員数でも住民サービス向上、災害対応などの行政課題へ対応できるよう、効率的で機能的な業務体制の確立を目指します。

●事務事業のアウトソーシング

外部に委託または民営化しても支障のない業務について、費用対効果が期待できる場合には、アウトソーシングを進めます。

②持続可能な行政システムへの転換

●村単独事業の見直し

近隣町村と比較して過剰な内容となっている事業や、成果の検証がおこなわれず、無期限に継続されている事業が数多くあることから、継続の必要性、時限の設定、他の事業との統廃合について検討します。

●包括的相談支援窓口・機関の設置

既存の相談機関・相談支援体制を見直し、生活困窮、DV、障がい、介護などの包括的な相談支援窓口・機関の設置について検討します。

●行事・イベントの見直し

感染症拡大防止の観点から、開催内容を見直し、実施方法の変更、縮小、廃止について検討します。



コロナが収まり、安心してイベントを開催できる日が望めます(コロナ禍前の撮影)

●総合窓口の設置

住民の利便性の向上を図るため、総合窓口の設置について検討します。

③行政デジタル化の推進

●スマホアプリによる情報伝達

防災行政無線のメリット・デメリットを把握し、スマートフォンによる情報伝達方法への移行について検討をおこないます。

●住民協同の推進

定員適正化により職員数が減少した場合、地域活性化や防災に関し、より一層の住民協働が必要になります。自治会、自主防災組織、消防団、指定管理者などの機能強化を図る住民協働の在り方について検討をおこないます。



2017年(コロナ流行前)実施の防災セミナー。住民協同の大切さを学びました

●マイナンバーカードの普及促進

オンライン化による住民の利便性向上を目指し、オンライン化に必要なマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。



今ならお得なマイナポイントももらえます(2021年4月現在)。申請はお早めに

④健全な財政基盤の確立

●補助金・扶助費交付事業の適正化

各補助・扶助事業について精査をおこない、交付の適正化について検討します。

●子育て支援事業の見直し

子育て支援に関する事業については、「子どもを産み育てやすい環境づくり」の観点から、現行の扶助制度を再構築し、より効果的かつ効率的な子育て支援につながるよう努めます。



子育て支援課『みなっこ』のイメージロゴ。子育てをしやすい村を目指します

● 団体補助金の適正化

交付を受ける団体などの運営や活動の内容、交付する目的や趣旨を明確にし、費用対効果や継続性などを検証したうえで、補助金支出の適正化に努めます。

● 大型事業の実施

大型事業の計画については、費用対効果、各種計画の重点施策に関するものか、地域活性化に資するものかなどを充分に検討して、財政健全化との両立を図ります。



白水地区3小学校の統合により生まれた新白水小学校校舎。白水地区の更なる活性化に大きく貢献します

● 各種税や保険料などの滞納解消

阿蘇管内併任徴収の活用などにより、各種税や保険料などの滞納解消に取り組みます。

● □座振替の推進

各種税や料における□座振替は、金融機関処理手数料の削減、窓□負

荷低減、滞納の減少、ミスの減少など大きな効果があるため、一層の□座振替の推進に努めます。

● 保育料の適正化

適正な受益者負担の観点から、0〜2歳児の保育料や延長保育・一時保育などの特別保育における保育料の引き上げについて、調整をおこないます。

● 上下水道料金の適正化

上下水道事業における一般会計からの繰入れは、大きな財政負担となっており、旧村毎のままの料金体系となっており、旧村毎のままの料金体系の適正化や段階的な引き上げを検討します。

● 施設使用料の有料化

団体や住民による社会体育施設や会議室などの利用について、施設の維持などに係る負担の公平性・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の有料化を進めます。



村民のスポーツ交流の場として活用されている白水体育館などの社会体育施設

⑤ 人口規模に応じた公共施設の配置

● 公共施設の適正配置

合併により南阿蘇村は体育施設や観光施設など、数多くの公共施設を引き継いでいますが、運営費の負担増加、老朽化による修繕や更新問題が顕在化しています。施設の機能集約を図り、余剰施設・重複用途施設・老朽化施設の廃止または除却、受益者が限定される施設の払下げについて検討をおこないます。また、民間企業のサテライトオフィスや保養所などとしての利用が見込める余剰施設については、低価格または無償の民間譲渡による民設民営化を進めます。

● 生活排水処理事業

修繕費用の増加などにより管理費用が不足しており、問題解決に向けて将来的には使用料の改定や管理者の変更などを含めて検討します。

● 公営住宅の集約・入居者要件の見直し

新規の公営住宅建設は控え、老朽化した住宅については、解体撤去を進め、そのために必要な団地の集約、村営住宅の入居要件の見直しによる新規入居者の制限を検討します。



老朽化した団地からの集約先に使われた馬立団地

● 村道および農道整備

工事については、災害などからの現状復旧にかかるものを基本とし、改良および新設については大幅に削減します。

● 道路の舗装や補修

道路の舗装や補修については、道路の利用状況、補修の必要性などにより、緊急に必要な場合にのみおこなうこととします。

使用料の適正化に関する基本方針

令和5年2月

南阿蘇村

— 目 次 —

1 本方針の趣旨	P. 1
2 使用料の算定について	
(1) 基本定な考え方	P. 2
(2) 使用料原価の算定	P. 2
(3) 受益者の負担割合	P. 3
(4) 受益者負担の緩和措置	P. 4
(5) 類似施設間での使用料の調整	P. 4
(6) 他自治体住民の使用料について	P. 4
(7) 指定管理者制度導入施設の使用料について	P. 4
(8) 営利目的の利用について	P. 4
3 使用料の減免措置	P. 4
4 使用料の定期的な見直し	P. 4

1 本方針の趣旨

本村における公共施設の使用料[※]については、施設の公共性や村民の負担割合を勘案し、近隣自治体等の類似施設と比較のうえ決定してきました。平成23年7月以降は、多くの施設において、村民の使用料を0円とし、健康づくりの促進等を図ってきたところです。

しかし、人口減少に伴う税収の伸び悩みや、少子高齢化に伴う社会保障関連費用の増加、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から本村の財政状況は極めて厳しく、公共施設の維持管理、運営に要する経費が大きな負担となっています。

そのため、良質な公共サービスの提供を継続できるよう、人口減少や少子高齢化に伴う需要（利用状況）の変化に応じた効率的な運営を行うとともに、サービスの公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があります。

これらのことから、公共施設の使用料に関する基本的な考え方について、「使用料の適正化に関する基本方針」として定めることとしました。

※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金

地方自治法 第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

本方針の対象外とする施設

区 分	施設の例
法令に基づき使用料を徴収しない施設	小学校、中学校（学校教育法）、図書館（図書館法）など ただし、小中学校における施設開放（目的外使用）は除く
法令で使用料の算定方法が定められている施設	公営住宅（公営住宅法施行令）
独立採算制を原則として使用料を算定する施設	上下水道

2 使用料の算定について

(1) 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定するものとします。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとします。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価 (①)} \times \text{受益者負担割合 (②)}$$

(2) 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとします。なお、経費は施設の維持管理、運営に要した費用（資産取得に要した費用は対象外）及び資産の減価償却費の過去3年度の平均値を、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いることとします。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$

- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プールなど）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

経費内訳

区 分		内 容
人件費		職員給与（給料、手当等）、報酬など
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費など なお、修繕費は維持補修費に計上
	役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料など ただし、登記手数料や建築確認申請等手数料は除く
	委託料	土地、建物、附属設備、工作物に係る設計、監理、測量業務や、システムの導入、改修に要したものは除く ・基本設計や維持補修に要したものは計上 ・上記システムは村有あるいは契約終了後に所有権を有するもの
	使用料、賃借料	300万円以上かつリース後に所有権を有するものについては除く
	備品購入費	1品当たり50万円（美術品は300万円）以上のものについては除く
	その他	報償費、旅費、負担金など
維持補修費	修繕費	60万円以上で、かつ建物、附属設備、工作物、物品の機能あるいは耐久性の上昇に要したものについては除く
	その他	工事請負費のうち土地の造成や、建物、附属設備、工作物の機能あるいは耐久性の上昇に要したものについては除く

減価償却費	工事請負費や委託料、備品購入費等のうち、建物、附属設備、工作物、物品、無形資産の取得に要した費用を、各資産に応じた耐用年数で按分して計上 ・耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定を準用 ・算定式 減価償却費＝取得価額×償却率（償却率＝1÷耐用年数）
-------	---

(3) 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、各施設が提供するサービスを、次の2つ観点から区分し定めることとします。

① 行政が担うべきサービスであるか

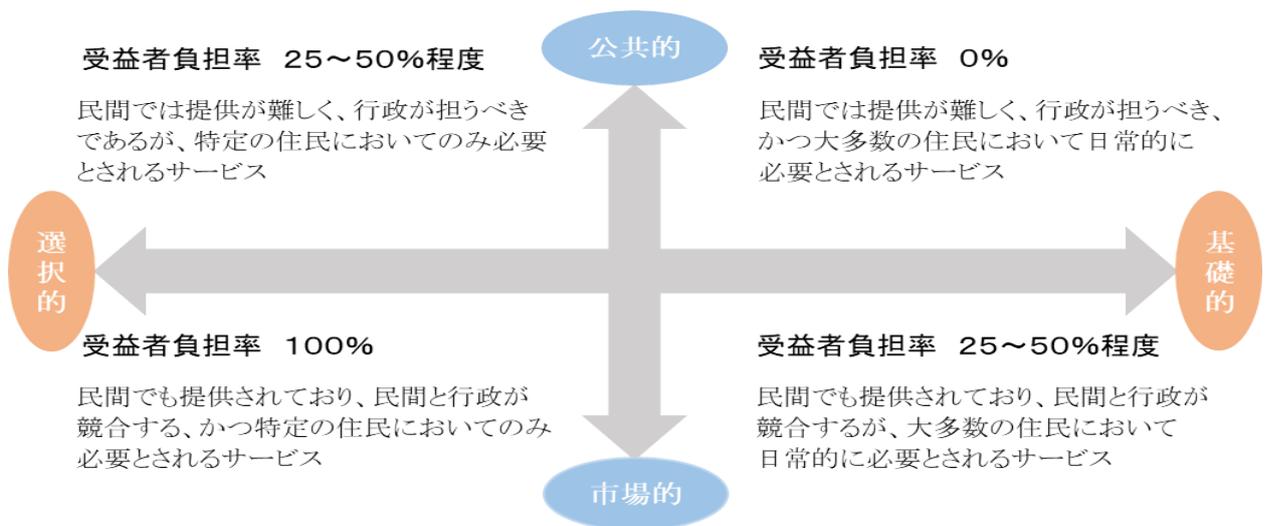
- ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が担うべきサービス
- ・ 市場的サービス 民間でも提供され、民間と行政が競合するサービス

② 住民の日常生活において必需的なものであるか

- ・ 基礎的サービス 大多数の住民において日常的に必要とされるサービス
- ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

公共施設の区分

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的×基礎的	小学校、中学校、図書館、道路、公園など	0%
公共的×選択的	公民館、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的×基礎的		25%～50%程度
市場的×選択的		100%



(4) 受益者負担の緩和措置

使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、金額に上限を設ける等の措置を適用できるものとします。

(5) 類似施設間での使用料の調整

使用料は前述のとおり算定しますが、類似施設間で稼働率に偏りが生じないよう金額を調整できるものとします。

(6) 他自治体住民の使用料について

他自治体住民が利用する場合は、その使用料を割り増すことができるものとします。

(7) 指定管理者制度導入施設の使用料について

指定管理者制度を導入している施設の使用料については、本方針に基づき算定した額を上限とし、指定管理者（予定者を含む）と協議のうえ決定することとします。

(8) 営利目的の利用について

営利目的の利用においては、その使用料を割り増すことができるものとします。

3 使用料の減免措置

使用料の減免措置は、受益者負担の適正化、施設利用者間の公平性等の観点から限定的なものとし、その対象は別に定めることとします。なお、施設ごとの事情に応じ、条件から逸脱しない範囲で個別に定めることもできるものとします。

4 使用料の定期的な見直し

使用料は原則として3年ごとに見直しを行うこととします。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響が生じる場合は、適宜、検討を行うこととします。

なお、見直しに当たっては、南阿蘇村使用料等審議会に諮ることとし、施設の所管課において、本方針に基づき対応することとします。

使用料の減免対象

区 分	条 件	
免 除	1-①	村(教育委員会を含む)が主催または共催する事業で利用する場合
	1-②	村議会が主催する行事(研修会、村政報告会等)で利用する場合
	1-③	行政委員会、法令等に基づき村が設置する附属機関、審議会等が、本来の目的を遂行するために利用する場合
	1-④	村立の小中学校、保育所が授業や行事で利用する場合
	1-⑤	村立小中学校の部活動、スポーツ少年団等の活動で利用する場合
	1-⑥	指定管理を導入している施設において、当該管理者が自主事業で利用する場合
	1-⑦	災害その他の緊急事態のため利用する場合
減額(50%)	2-①	本村と協定等により協力体制を構築している団体等が利用する場合
	2-②	村民が、阿蘇郡市内の公益的団体が実施するスポーツ、レクリエーション大会の練習等のため利用する場合

使用料の適正化に関する審議結果
答申

令和5年1月
南阿蘇村使用料等審議会

— 目 次 —

1 諮問事項	P. 1
2 審議対象	P. 1
3 審議内容	P. 2
4 答 申	P. 4
5 所 見	P. 5

1 諮問事項

公共施設の使用料[※]の適正化について意見を求める。

背景

南阿蘇村においては、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から財政状況は極めて厳しく、令和3年3月には「南阿蘇村行財政改革計画」を策定し、一層の取組が進められているものの、公共施設の維持管理、運営に要する経費が大きな負担となっている。

引き続き良質な公共サービスを提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があるため。

- ※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金
地方自治法 第225条
普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 審議対象

今回の審議においては、以下の14施設を対象とする（その他の施設については、必要に応じて別途審議を行うこととする）。

施設名称	貸出区分
久木野総合センター	多目的集会所、中会議室、料理実習室
長陽中央公民館	第1研修室、第2研修室、調理室
LOOPみなみあそ	フリールームA、フリールームB
白水体育館	体育館
久木野体育館	体育館
白水運動公園	グラウンド
久木野グラウンド	グラウンド
長陽運動公園	グラウンド
白水武道場	武道場
屋内多目的施設すぱーく白水	テニスコート
屋内多目的施設すぱーく長陽	テニスコート
白水B&G海洋センター	プール
白水保健センター	会議室、調理室、多目的室、和室、相談室、多目的ホール
旧白水小学校	体育館

3 審議内容

以下の使用料の算定方法、そこから導かれた額の妥当性や使用料を設定するうえで考慮すべき事項等に関して審議を行った。

1 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定する。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとする。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価 (①)} \times \text{受益者負担割合 (②)} \quad ※ 10円単位切上げ$$

2 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとする。なお、経費は施設の維持管理、運営に要した費用の過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いる。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$

- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プール）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

3 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、各施設が提供するサービスを、次の2つ観点から区分し定めるとし、今回の算定にあつては各施設とも25%とする。

- ① 行政が担うべきサービスであるか

- ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が担うべきサービス
- ・ 市場的サービス 民間でも提供され、民間と行政が競合するサービス

- ② 住民の日常生活において必需的なものであるか

- ・ 基礎的サービス 大多数の住民において日常的に必要とされるサービス
- ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

公共施設の区分

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的・基礎的	小学校、中学校、図書館、道路、公園など	0%
公共的・選択的	公民館、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的・基礎的		25%～50%程度
市場的・選択的		100%

4 受益者負担の緩和措置

使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、金額に上限を設ける等の措置を適用できるものとする。

今回の算定にあつては、各施設で村民の使用料が0円となつて以降、その状態が10年以上続いてきたため、各々平成23年7月まで徴収していた金額の2倍を上限とする。

5 類似施設間での使用料の調整

使用料は、前述のとおり算定するが、類似施設間で稼働率に偏りが生じないよう金額を調整できるものとする。

今回の算定にあつては、経過年数に伴う老朽化等を考慮し、築年数（改修からの年数）が20年未満の施設の使用料は1.5倍に割り増すこととする（10円単位切上げ）。

6 他自治体住民の使用料について

他自治体住民が利用する場合は、使用料を割り増すことができるものとする。

今回の算定にあつては、村民と同額であると現在の金額から下がるものが多い点や、税負担の点などから、各施設とも1.5倍に割り増すこととする（10円単位切上げ）。

4 答 申

以上のことから当審議会ではこれまで3回にわたり審議を行ってきた。次のとおり答申するとともに附帯意見を記す。

使用料の算定方法及び各施設の使用料については適当と判断する。

各施設の使用料

施設名称	貸出区分		単位	使用料(円) [※]			屋外照明
				村内居住者	村外居住者		
					現行		
久木野総合センター	多目的集会所		1時間	500	800	800	—
	中会議室		1時間	300	500	700	—
	料理実習室		1時間	500	800	700	—
長陽中央公民館	第1研修室		1時間	300	500	700	—
	第2研修室		1時間	400	600	700	—
	調理室		1時間	500	800	700	—
LOOPみなみあそ (旧久木野庁舎)	フリールームA		1時間	800	1,200	800	—
	フリールームB		1時間	500	800	700	—
白水体育館	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
久木野体育館 (旧久木野中学校体育館)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
白水運動公園 (白水総合グラウンド)	グラウンド	片面	1時間	500	800	—	500
		全面	1時間	1,000	1,500	750	1,000
久木野グラウンド	グラウンド		1時間	500	800	500	500
長陽運動公園	グラウンド		1時間	500	800	500	500
白水武道場	武道場		1時間	500	800	—	—
屋内多目的施設すばく白水	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
屋内多目的施設すばく長陽	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
白水B&G海洋センター	プール	幼児	1人	0	0	0	—
		小・中学生	1人	100	200	100	—
		高校生	1人	100	200	100	—
		一般	1人	200	300	200	—
白水保健センター	会議室		1時間	1,000	1,500	700	—
	調理室		1時間	1,000	1,500	1,200	—
	多目的室		1時間	1,000	1,500	700	—
	和室		1時間	1,000	1,500	700	—
	相談室		1時間	1,000	1,500	500	—
	多目的ホール		1時間	1,000	1,500	700	—
旧白水小学校	体育館		1時間	500	800	500	—

※屋内施設は照明及び空調の使用を見込んだ金額

附帯意見

1 使用料の定期的な見直しについて

使用料は3年を目安として定期的に見直しを行うこと。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響が生じる場合は、適宜、検討を行うこと。

なお、使用料の見直しの際には、付帯設備に係る使用料についても併せて検討を行うこと。

2 受益者の負担割合等について

今回の受益者負担の割合や緩和措置については、使用料適正化の一步目としてはやむを得ないものとする。ただし、先述の使用料の見直しの際には、据え置くことの無いよう検討を行うこと。

3 施設運営のあり方について

施設の利用状況の見える化や容易な比較検討、現金によらない使用料の支払いなど、利便性の向上及び稼働率の上昇を図るため、利用申請や決済のオンライン化、マイナンバーカードとの連携などDX化の取組を進めること。

4 施設の利用状況の把握について

今後の使用料の見直しにおいては、施設ごとの利用状況に応じた金額を設定するため、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性等のデータの収集、分析を行うこと。なお、先述のとおりDX化を進め、業務の効率化にも努めること。

5 所見

これまでの審議をとおして、その所見を述べる。

まず、使用料の適正化を含めた公共施設のあり方の検討に当たっては、村民と一体となり、課題の解決に向け取り組んでいただきたい。

また、今回審議した使用料の多くは1時間当たりの金額であり、500円のもの10人で使えば1人あたりは50円となる。経営的な視点も持ち、公の施設として公平かつ効率的な運営に努めていただきたい。

最後に、この使用料の適正化は、財政基盤の強化に向けた一步目である。これを契機として、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症のような環境の変化にも柔軟に対応し、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。